

## 神戸市民間児童福祉施設耐震診断調査等補助金交付実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、神戸市民間児童福祉施設耐震診断調査等補助金交付要綱(平成18年7月1日神戸市長決定。以下「要綱」という。)第9条の規定に基づき、耐震診断調査に要する経費の補助に必要な事項を定めるものとする。

### (対象施設)

第2条 要綱第3条1項(2)イに定める施設とは、以下のものである。

- (1) 児童福祉施設のみもの
- (2) 児童福祉施設以外の施設との併設の場合、補助対象部分は、児童福祉施設部分のみとする。

### (対象経費)

第3条 要綱第4条1項に定める耐震診断の実施に必要な経費とは、以下のものとする。

- (1) 耐震診断業務
- (2) 補強計画案の作成(補強の程度や補強費の概算等を把握するために作成するもの。)
- (3) 精密調査費(コア抜き取り(跡補修)、圧縮試験、中性化試験等)

### 附則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。